平成２７年（フ）第８８号
大阪市西淀川区出来島２丁目９番28―308号
債務者　松永　妙子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８９号
大阪府東大阪市足代新町24番20―708号
債務者　延原めぐみ
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９０号
大阪市都島区中野町４丁目５番９号　リバーサイドハイツ302号
債務者　寳田　耕作
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９１号
大阪府守口市金田町２丁目34番13号、住民票上の住所大阪府守口市金田町２丁目34番８号
債務者　宮本　徹郎
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９５号
大阪府交野市梅が枝20番206号
債務者　田中ミサヱ
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０３号
大阪市福島区鷺洲２丁目12番４号　盛田ハイツ202号
債務者　若宮　　正
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０５号
大阪府寝屋川市高倉１丁目２番17号
債務者　信原　友子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１２号
大阪市淀川区木川西２丁目２番20―306号
債務者　久保　春樹
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５９号
新潟県魚沼市四日町1315番地　ウイング駅前101号
債務者　須藤　　進
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
新潟県刈羽郡刈羽村大字正明寺824番地
債務者　安澤　紀樹
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１６１号
新潟県見附市新町３丁目10番29号
債務者　高木　貴子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２００４号
愛知県長久手市平池105番地　丸山住宅６棟409号
債務者　竹内　理雄
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２号
三重県志摩市磯部町穴川1323番地１　志摩新生館シニアマンション、前住所三重県鳥羽市安楽島町1244番地１
債務者　重松　勝美
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第２６５号
岡山県倉敷市日吉町481番地12　レオパレス21―104号室
債務者　田中あかね（旧姓今田）
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１０９７号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡４丁目35番地６フィデール107号
債務者　高橋シズ子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５１０７号
大阪市東淀川区柴島２丁目８番44―102号
債務者　坂井　　毅（旧姓堀口）
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６４号
大阪府茨木市春日１丁目10番10号　パールハイツ108号
債務者　鳥家　　勉
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部